

商工建設常任委員会会議録

平成30年12月25日

場 所 第5委員会室

平成30年12月25日(火曜日)

政策調査課主幹 花畑修一
議事課主査 本田雄毅

午前9時59分開会

会議に付託された議案等

○商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査

○その他報告事項

- ・株式会社大建の虚偽申請に関する調査結果について

出席委員(8人)

委員 長	後藤 哲朗
副委員 長	新見 昌安
委員	坂口 博美
委員	星原 透
委員	中野 一則
委員	黒木 正一
委員	満行 潤一
委員	有岡 浩一

欠席委員(なし)

委員外議員(1名)

徳重 忠夫

説明のため出席した者

県土整備部

県土整備部長	瀬戸長 秀美
県土整備部次長 (総括)	阪本 典弘
県土整備部次長 (道路・河川・港湾担当)	蓑方 公
県土整備部次長 (都市計画・建築担当)	松元 義春
管理課長	弓削 博嗣

事務局職員出席者

○後藤委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時59分休憩

午前10時0分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

それでは、報告事項の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○瀬戸長県土整備部長 県土整備部でございます。よろしく願いいたします。

本日は、年末のお忙しい中、審議の場を設けていただきましてまことにありがとうございます。

また、本日の審査項目であり、9月議会から御審議いただいております経営事項審査における虚偽申請につきましては、不正に関する情報提供を受け、立入検査を実施したにもかかわらず、県における調査が不十分であったことなどから、県議会を初め建設業界の皆様、県民の皆様にも多大な御迷惑をおかけしました。この場をおかりしまして、改めて心よりおわびを申し上げます。

本日は、年内に御報告させていただくと申し上げておりました、株式会社大建の虚偽申請に

関する調査結果につきまして御報告をさせていただきます。

詳細につきましては、管理課長から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○弓削管理課長 それでは、株式会社大建の虚偽申請に関する調査結果についてであります。

委員会資料の1ページをごらんください。

2の立入検査実施日及び人数につきましては、9月以降、14回の立入検査を実施し、建設機械、技術者、工事経歴などの確認を行いました。

3の調査内容につきましては、(1)のメール通報にあった25件の工事及び(2)の経営事項審査申請及び入札参加資格申請について行っておりまして、完成工事高や建設機械等について調査を行ったところであります。

2ページをお開きください。

4の調査結果についてであります。

(1)完成工事高、①のメール通報の工事につきましては、全ての工事において、申請どおりの施工実績はなく、他業種区分からの完成工事高の振りかえによる不正計上があり、虚偽の申請が認められたところであります。

このことにつきましては、先月の常任委員会御報告しているところであります。

3ページをごらんください。

②の平成29年経営事項審査申請についてであります。

この申請では、29年と28年の完成工事高を申請することとなっております。2カ年の全工事について、通帳、元帳、注文書等で施工実績の確認を行いました。

なお、業種区分が不明確な工事につきましては、土木一式や舗装といった特定の業種区分ではなく、経営事項審査上加点されない「その他工事」として分類を行ったところであります。

経営事項審査では、通常、金額の上位7割程度の工事について、工事名、請負額等を記載し申請することとなっておりますが、この中に施工実績のない工事があることから、虚偽の申請が認められたところであります。

また、件数だけが記載されたほかの3割程度の工事は、大建が工事名、請負額等を提示できず、同様に虚偽の申請が認められたところであります。

具体的には、委託業務を含む全体の売上高は変えずに、先ほどの25件のメール通報の工事と同様に完成工事高をふやしたい土木一式や舗装の業種に民間工事を振りかえるという虚偽の申請が認められたところでございます。

下の表をごらんください。

表の一番下、合計額をごらんいただきますと、委託業務を含む全体の売上額は、申請額、またその右の調査結果額のいずれにつきましても、29年が8億1,462万1,000円、右側の28年が5億3,151万9,000円でありまして、全体の売上高は変えずに、矢印で示しておりますが、完成工事高をふやしたい業種に振りかえるという虚偽の申請が認められたところであります。

虚偽申請額としましては、表にありますとおり、29年が2億6,845万3,000円、28年が1億9,202万円であります。

4ページをお開きください。

(2)の建設機械の保有状況であります。

①の平成29年経営事項審査申請に係る建設機械であります。申請のあった15台について調査し、問題ありませんでした。

調査方法としましては、契約書を確認するとともに、15台中14台につきましては、全て現物及び稼働状況を確認しました。残りの1台は調査時点では売却されておりましたが、販売先へ

の調査も実施しまして、申請時点で所有していたことを確認しました。

また、税務申告における固定資産台帳を確認しました結果、9台は記載がありました。記載のない6台のうち2台につきましては会社所有であります。残りの4台は社長所有であり、会社との間でリース契約が結ばれていることを確認しました。

下の表をごらんください。

対象となりますのは、油圧ショベル等15台でありまして、右側の確認事項に丸をしておりますが、契約全てについて契約書を確認するとともに、調査時点で所有している14台については、表の右側にありますとおり、現物確認や動作確認を行ったところであります。

次に5ページをごらんください。

②の平成30、31年度入札参加資格申請についてであります。

入札参加資格においては、舗装関係の建設機械が対象となりますが、申請のあった3台について調査し、問題ありませんでした。

下の表をごらんください。

契約書や固定資産台帳を確認するとともに、現物確認、動作確認を行いました。

次に、6ページをごらんください。

3の技術職員数についてであります。

①の平成29年経営事項審査申請に係る31名について調査し、問題ありませんでした。

認定の条件としましては、平成29年6月30日時点で6カ月を超えて勤務している者が対象となります。

アの常勤性については、社会保険の通知書で加入状況、労務管理表で出勤状況、給与明細表及び金融機関への振込明細表で給与の支払い状況を確認しました。

また、一番下のぼつですが、市民税の通知書で特別徴収がなされていることを確認しました。

イの資格については、資格者証及び合格証明書にて適切に資格を保有していることを確認しました。

下の表をごらんください。

対象となる26名、2名、3名、合わせて31名につきまして、御説明しました社会保険の加入状況や給与の支払い状況などについて確認をしております。

7ページをごらんください。

②の平成30、31年度入札参加資格申請に係る26名について調査し、問題ありませんでした。

認定の条件としては、平成29年9月30日時点で1年以上勤務している者が対象となります。

アの常勤性やイの資格につきましては、6ページにありました内容について、同じように確認をしております。

なお、6ページの31名の中には、7ページの26名が含まれておりますが、基準時点や勤務期間の条件が異なることから、それぞれ要件を満たしているかどうかの確認を行いました。

下の表をごらんください。

対象となる24名と2名、計26名につきまして、社会保険の加入状況や給与の支給状況などについて確認をしております。

最後に8ページをごらんください。

(4)の新分野進出、整骨院関係についてであります。

新分野進出のために必要な支出が500万円以上であることや売上高、従業員について調査し、問題ありませんでした。

アの500万円以上の支出の確認につきましては、金融機関が発行した総合振込受付書により行うとともに、建設した建物や医療機器等につ

きましては、固定資産台帳への記載を確認しました。

イの売上高につきましては、施術所開設届や消費税電子申告書により確認するとともに、兼業売上高は、当院に係る売上高であることを担当税理士からも聴取いたしました。

ウの従業員につきましては、社会保険の通知書で加入状況、労務管理表で出勤状況、給与明細書等で給与の支給状況を確認するとともに、決算書への計上を確認しました。

エの営業状況につきましても、院長への聞き取りや従業員、客の状況を調査し、実際に営業が行われていることを確認いたしました。

(5)のその他の項目につきましても、雇用保険や建設業退職金共済への加入状況、防災協定などについて調査し、問題ありませんでした。

調査結果については、以上でございます。

○後藤委員長 執行部の説明が終わりました。

委員の皆様、質疑をお願いします。

○有岡委員 基本的なことをまずお尋ねしますが、この大建という会社が、聞き取りをする中で、最終的になぜこういう虚偽申請を行う必要があったのかという最初のスタート地点の考え方、どういう理由でこういう虚偽申請をしたのかを最初にお尋ねいたします。

○弓削管理課長 大建の社長からお話を伺ったところ、まずは県の工事なり、公共工事なりでより多くの仕事を受注したかったということで格付と申しますか、ランクの上のほうを目指したと聞いております。

○有岡委員 要するにランクを上げたい。そのためにはこの虚偽報告をしてでも実績を上げなければ上がらないという認識があったのか、その考え方はどうなんでしょうか。

○弓削管理課長 どの程度計算してされたのか

はちょっと定かではないんですが、上げていくことによって、土木一式であればA、また舗装であればBであったわけで、いわゆる一番上の階級からは一つ下のランクであったわけですので、その上を目指されたということだと思います。

○有岡委員 ではちょっとまた違う視点から。例えば虚偽報告を行われた住民の方がいらっしゃいました。そういった方にも今回の調査の中で聞き取りをされたのかどうか。それとこの14回実施された中で、都城市さん、同じ行政の中でかわりがあると思うんですが、そこら辺との協議は何らかされたのか、その2点をお伺いいたします。

○弓削管理課長 通報をいただいたということで、いわゆる25件のメール、2月にいただいたということだと思うんですが、今までのいろいろなお話の中で、その通報者の方にお話を伺わないままに調査をしたというようなことでございますので、通報者の方に直接内容等については伺っていない。お話を伺う中では、その後に入ってから謝罪でありますとか、そういうところは行ったところであります。

また、都城市とこの件についてやりとりをしたことはございません。

○有岡委員 今お尋ねしたかったのは、立入調査を3月にしたときに、大建さんから頼まれたのか何かわかりませんが、現地に来られた方で虚偽報告をされた方が何名かいらっしゃいましたが——公民館長だとか管理者だとかということで、そういった方たちにお話は伺ったんでしょうかというお尋ねです。

○弓削管理課長 3月に現地でお話を伺った以外はお話は伺っていないところでございます。

○有岡委員 再度確認します。大建さんが頼ま

れたそういった方々は、今回の調査の中では調査対象でなかったということによろしいのでしょうか。

○弓削管理課長 メール通報の中にございました正定寺だったと思うんですが、その住職の方は県庁にいらしてお話はさせていただきました。状況等の説明は受けたところでございます。

○有岡委員 結構です。

○坂口委員 関連ですけど、水増しの目的はランク上げが目的だっただろうと。その根拠は、水増ししていなければAとBだったというような説明でよかったんですかね。土木一式、舗装が本来ならAとBだったのが、この結果によって特AとAになったんだというようなことを根拠に、それが目的だと憶測という説明でいいんですかね。

○弓削管理課長 それにつきましては、実際に調査を全部したわけでございまして、それに基づいて再計算をいたしました。失礼しました。大建がどう思っているということでございます……。

○坂口委員 客観的に、やっていなければ特A、Aじゃなくて、A、Bだったということを根拠として、今のそれが目的だと憶測という説明でいいんですかね。

○弓削管理課長 そこまでは確認しておりません。上を目指されたということでAとかBとかそういうことまではちょっと確認はしていなくて、上を目指されたということ、点数をたくさんとることを目指されたということです。

○坂口委員 今の説明は、やっていなければAとBだったから特AとAを目指したんだろうということだと思った。だから今の点数をベースにして判断したら上がっていなかったよと、そういう意味ではないわけですね。

○弓削管理課長 はい、そういう意味ではござ

いません。

○坂口委員 そういう意味だったら、前の委員会のとき僕が同じ質疑をして、水増しをやっていなくてもランクは変わらなかったという説明を委員会でやられているけど、ちょっとその説明が変わってくることになるから修正を求めないといかんなと思ってですね。

ちょっと関連でいいですか。参考まで。経営事項審査のときに29工種の中の工種別に大体全体の7割程度とか、ちっちゃい工事については10件ぐらい並べたらあとは一括して工事件数だけでいいですよという申請の仕方がありますよね。今それで、その他工事に入れてしまった、点数つけなかったんだという説明だったんですけど、これ一般論としてですよ、あそこのところは、すごくそういった危険性を含んでいるというか。あと何件工事をやりましたということで、完成工事高の中にはその何件の中の工種1、工種2、工種29までがこうなんですよという売り上げを入れていきますよね。このところはやっぱりもうちょっとシビアに見ないと。これはもう性悪説に立てばですけど、やろうと思ったら、裏をとれない売り上げ報告が、虚偽でなくて、実際やっていても、本当はほかの工種で上げるべきものを違う工種で上げていくという作業が割とやられがちですよ。だからこのところは今後ちょっと慎重さを要するような、これはもう国全体の問題だからちょっと検討を加える必要があるのかな。ここは見抜けないと思うんですよ。でも、こういったことで徹底して中身を検証してその問題点がわかったということは、問題を起こしやすい弱点がこの審査のあり方そのものにあつたと捉えるべきで、そして、性格上性善説に立った申告主義であって、しかもそこで問題点が発覚したら、その間2年間は猶予

しますよ、2年目の検査のときにペナルティーを科してそのときからまた本来の正しい評価をしていってその中で契約に結びつくような入札参加とかは決まってくるんですよというあり方、だから性善説に立つからには、仕組みそのものを完全にチェックできる制度かそういったやりくり——やわらかい表現でやりくりとしておきましょう、やりくりができないようにしていくのが、今度は行政側もそのこのところの自己点検が必要じゃないかなという気がします。ここは僕は前から問題だと思っていたんですね。上位の7割ぐらいあれば、あとの工事は件数だけ上げて、そして売上げの業種、工種別のところに売上金をはめ込んでいってくださいって、それで評価しましょうというやり方がですね。今後こういったことを排除していくためには、そのこのところの工夫が審査する側にも必要かなという気がするものですから。これはもう要望にしておきます。

それから、もう一つ、今回のを見て感じたことが新分野進出ですよね。これを経営事項審査で評価するようにしたですよ、何点だか加点。あの当時は公共事業がぐんと減っていて、コンクリートから人へだか何だかわけわかんないことで将来がものすごく心配された。そうなるとう本当にばらばら共食いで倒れていくのを心配して、異業種に転換して行って従業員も首を切らない、会社の規模もそのまま維持して納税もしっかりしていただくという、将来を心配しての改善策で。だから、そういう努力をしてくれた人には補助金も出しましょうと、評価もしてあげましょうということで、そこでの誘導策ですよ。誘導的に政策をやった。ところがこの前の全国での災害なんかを見たときに、実際ことごとく業者不足ですよ。いざってときに国民を守

るだけの業者すら確保できていないのが今の行政ですね。これは行政の責任を見ても、新分野へ転出していくことに、果たして政策誘導していいのかどうか。むしろ今の業者をいかに守っていくか。いざってときにしっかりと安心安全を確保するかという審査制度に戻っていかないと、ここもちょっと大きな問題かなと思っているんですね。この新分野進出をやっているやっっていないというのは、多分、県独自かな。でもここらもちょっと今回自分らが自分らの身を反省すべき対象の一つとして浮上してきているんじゃないかなって気はしますね。これも答弁しづらいでしょうから、感じたことをちょっと申し上げて。

○星原委員 今回詳細に調査をしていただいて、今報告があったわけなんですけれど、本来はこれぐらいの調査を最初の時点でびしっとやっておけば、ここまでいろいろ紛糾したり、いろいろな話が出てこなくても済んでいたというふうに思っています。今後はそのような形でびしっとしたルールにのっとってやってほしいなと思います。

あともう1点、法人税について税務署あたりの調査はちゃんとされたんですか。

○弓削管理課長 法人税の関係につきましては、宮崎の税務署へ電話して確認したんですが、税務署としましては、その内容については回答することができないということでございました。私どもがいたしましたのは税理士に確認したところではありますが、税務署についてはそういうことでございます。

○星原委員 あと今回大きな問題になったのは、通報者に連絡しない、弁護士が入ってきても連絡しない、だけど第三者には話したと、この辺についてはどういう調査をなされたのか。

○弓削管理課長 虚偽申請の内容について、きょうは御報告をさせていただいたんですが、第三者の関係につきましては、聞き取りを以前いたしまして、それで調査をしたということではございません。

○星原委員 聞き取り調査をしたという今の話ですよね。ということは何も特別問題がなかったというふうに捉えていいということですか。

○弓削管理課長 第三者に内容をお話ししたと。結果ですけれども、それについては、まずは通報者の方に報告すべきであったところをそういうことをしたということで、反省すべきところがございますが、職員が第三者にお話しした内容については問題なかったというふうに捉えているところでございます。

○星原委員 問題なければ、はっきり言って3月の時点じゃなくても7月に弁護士が入ってきた時点で、あなたたちが問題ないというふうに言うんなら、その時点で正式に報告できていたと思うんですよ。どうしてもその点が私から見るとやっぱり合点がいかないというか、2度もあって2度ともそういうことに正確に答えられない。今回調査すればこういうことが出てくる、あるいは11月15日の時点では、25件全てがという形で出てくるわけですからね。やっぱりその辺が今回の調査に何か疑念を抱かざるを得ない。これはもう誰が考えても同じように捉えるんじゃないかなと私は思うんですよ。だから二度とこういうことのないようにぴしっとしていただかないと、私はやっぱり今でも疑念が残りがらの中で報告いただいたような気がするわけです。これは県民に対しても、税金使ったの発注工事でありますから、この数カ月で4億5,000万——県だけじゃなくて、都城市の仕事を入れるとね。そうすると、やっぱりこの会社

だけの問題じゃなくて、前から言っているように、落ちた人、上がった人のそういうクラスの問題も出てくる、あるいは3月の時点での調査がしっかりしていれば、ほかの人に仕事が行っていたとか、業界の人たちに対してもいろんな問題が起きているわけですよ。だからそういうことに対する責任、先ほど部長のほうからそういう説明があったんですけど、やはりそういうことをしっかりしておかないと、なかなか理解が得られにくいということを申し述べておきたいと思います。今後は新しいマニュアルに沿ってということなんですけど、マニュアルを幾らつくっても要はその扱い方というか、その取り組みによって中身は変わってくるわけですから、やはりそこら辺も、今後に向けてはしっかりと臨んでいっていただきたいと思います。

○満行委員 個別の話をしたと思うんですが、4ページの建設機械の保有状況ですけれども、15件のうち9件は固定資産台帳に記載があったということで問題なしとなっているんですけれども、問題ないんですか。

○弓削管理課長 固定資産台帳に記載がないのは6台と資料に書いてございます。そのうちの2台については会社所有であることが確認されたところでありまして、それについては、これは本来は載せるんでしょうが、会社のほうに誤認があったということだと思っております。

あと残りの4台については、これも資料に書いてございますが、大建の社長の所有でありまして、会社と社長とのリース契約ということでございました。表に書いてありますが、申請は会社所有ということで申請されておりました。この経営事項審査そのものの認定をどうするかという話なんですけど、認定は会社が所有しているか、もしくは1年7カ月を超えるリースをして

いるかのどちらかであれば認定してしまして、実際に大建の場合は、このリースは適正であると確認されたところです。また、加えて実際に会社に行きまして、このリースの分については会社にあったことを確認しています。あるかないかというのが最もポイントだと思います。そういう中で動くことも確認しております。そういうことで問題ないという判断をしたところでございます。

○満行委員 当然その主体的な視点は、その申請した台数があるかが一番大事だと思うんですけど、ただこれは固定資産台帳にないということは、これは課税されていないということですよ。

○弓削管理課長 固定資産台帳にないということは償却していないといえますか、そこに財産として記載していないということではございません。

○満行委員 だから、税当局からすると、これは問題ですよ。

○阪本県土整備部次長(総括) この6件につきましては、法人大建の所有ではなくてリースまたは社長個人の所有であるということですので、そういった意味で税法上の問題はなかろうと思います。

○満行委員 誰かが払うんですよ、どっちにしても。固定資産であれば払わないかんと思うんですけど、そこは4台は、2台はでも会社所有ですよ。で、これ台帳に載っていないんですか。6台のうち2台は会社所有である。

○阪本県土整備部次長(総括) 2台は大建の社長個人の所有——逆ですね、失礼しました。2台が会社の所有ですね。この2台分についてということですか。

○満行委員 はい。

○阪本県土整備部次長(総括) 税法上についてはそうですね。この2台については、はい。

○満行委員 問題でしょうし、これ大建の社長が所有していれば大建の社長が払っているのかなと思うんですけど、台帳に載っていないということは問題ですよと私は問うているわけですよ。

○弓削管理課長 私どもの観点としましては、いわゆる経営事項審査において虚偽なのかどうかという観点で調査いたしまして、経営事項審査上は問題ないというふうに考えているところであります。

○満行委員 それはわかるんですけど、ただ、この経営事項審査申請の前提は法令遵守で始まっているわけですよ。法令遵守でこの申請をしているという前提なので、これは通常の皆さんの審査の中で問題が見つければ、それはやはり指導するという立場にあるのではないかなと思うんですが、それはどうなんでしょうか。

○弓削管理課長 固定資産税台帳に記載しないということでありまして、減価償却をしていないということになりますので、年度年度で償却をしておらず一括して支払ったということになるかと思います。それだと減価償却が規定上できますが、実際には税金自体は支払っているということです。

○満行委員 一括償却しているというふうに確認をしたと。

○弓削管理課長 はい、そうでございます。

○満行委員 わかりました。また調べてみます。

○星原委員 あと売り上げがこれだけの虚偽の数字になって、マイナスになってきますよね。実際はね。そうすると結局、その税金の部分というのは、多分税務署には通常やった工事だけで報告していると受けとめない、法人税がか

なりの数字になっていくんじゃないかなと思うんですが、この会社は28年、29年分でどれぐらい納税していたんですか。

○阪本県土整備部次長（総括） 納税額を今ちょっと調べておりますが、この3ページの表をごらんいただくと、申告上の総工事高については、28年、29年いずれも申請と調査結果の一番下の数字、課税工事高、これは変わっておりません。つまり、いわゆる今まで水増しとっておりましたのは、トータルでは水増しはせずに、下の舗装、それと土木一式の対象とならないとび・土工、水道施設解体、その他工事、この工事を舗装及び土木一式につけかえをしたということでございます。ですから総売上高については水増しをしておりません。

○星原委員 してないわけね。

もう1点教えてほしいんですが、先ほど坂口委員からも出たんですが、要するにその新分野の部分で、この会社は問題ないのかもわかりませんが、20点とか点数もらいますよね。そうすると誰か従業員の名前を借りて新分野に進出した形にして、仮に申請時点では経審点数として20点なら20点もらって、1年後か2年後か3年後かに返す、そういうことが行われる可能性もあるんじゃないかなと。きょう説明を聞きながら思ったのは、結局譲渡した形になるのか、いろんな形になるだろうと思うんですが、そういう形にして、ずっと会社の新分野じゃなくて、誰か従業員であれば従業員が新たに独立した形とか、この場合だと娘さんの旦那さんがこの治療院をやっているわけですから、もうどこかで、じゃあ、もうおまえたちやんなさいよということで譲渡とかそういう形になっていく可能性も、20点という新分野進出に対しての加点が多いと、そういう可能性があるんじゃないかな

という気がするんですね。ですから3年なら3年はちゃんとその所有とか。年数的なものが決まっているのか、そういうのは全然決まっていないのか、これはもう全然今回のと関係ないんだけど、教えとってほしいなと思うんですが、何かそういう基準を決めているものなんですか。決めてないんですか。

○弓削管理課長 新分野進出の関係でありますことしの4月1日付に定期認定をした際の基準ですと、27年1月1日から29年9月30日の2年半ぐらいの間に新分野に進出して500万円以上支出していることが条件で、売り上げ期間的にはそういうところで見えています。委員のおっしゃいました、それから譲渡なりというところについては、500万円支出しているかどうかで確認していますので、そういうおそれは確かにあるのかなというところでございます。

○星原委員 私が聞いているのは、それもあるんでしょうけど、要するに新たに会社が新分野に進出した形にして、身内の名前を借りてでも誰でもそういう形でやって、給料とかいろいろ会社に入ってきて会社の形でやっていて、いずれどこかで独立というか、買い取ったとか譲渡したとか、そういう形の認められる範囲というのが、ずっとこの会社が持っていないといけないものなのか。あるいは3年なら3年とか、5年なら5年の期限を守れば、その先はもういいですよというような基準があるのかないのかを聞きたかったんです。

○弓削管理課長 この新分野進出につきましては入札参加資格、県独自の点数なんですけども、20点ということですが、これは1回限りの加点になります。いわゆる審査を決定した時点においては、恐らくまだ会社のほうで審査していますので、従業員なりもいるという

ことで、その時点で2年間の有効の格付で20点が加点されて、その後については会社がある限り加点はされないというような制度にはなっています。

○星原委員 いや、もう加点はないというのはわかるんですよ。そういう問題じゃなくて、要は加点はそのときで加点されればいいんですけど、要するにそういうふうにもらっているわけだから、今言われる2年なら2年、その会社名義のままで、次の3年目からは仮に誰かに譲渡してもオーケーとか、そういうことが決めてあるのかどうかを聞いているだけで、そういう期限がないものなのか。そうじゃなくて、ある一定の期間すれば、もう最初に点数もらったわけですから、2年なら2年、次のときにはもうそういうのは出てこないわけですよ。けど、その時点ではもう手放してもいいのかどうか、そういう経審点数でやる新分野の中でどれぐらい縛りを設けているものなのか、設けていないのか、その辺の話をちょっと聞いておきたいというだけの話。

○弓削管理課長 規定上はそういう縛りはないところでございます。

○星原委員 ということは、仮に1回の2年過ぎたら譲渡しても、何でも、もうそれはいいですよということになる、経審に関係する2年間だけクリアすればあとは問題ないということになるわけですよ。そうするといろんな新分野進出の事業に会社を取り組めば、1カ所だけだと20点、2カ所で2つの事業をやれば40点という計算でやっていくのかな。

○弓削管理課長 いや、20点が限度ということでございます。

○星原委員 1カ所だけ。(「はい、そうです」と呼ぶ者あり) じゃあ、仮に2年後に別な事業

を始めて、そのときにはまたそういう形をやろうとすればできるの、できないの。

○弓削管理課長 *次にやってももう20点はない。

○星原委員 1回だけ。

○弓削管理課長 1回だけです。

○星原委員 わかりました。

○弓削管理課長 失礼しました。ちょっと今間違えて回答しておりました。別事業であれば、また新分野のほうの加点があるということで、全く同じものであればだめですと訂正をさせていただきます。

○坂口委員 関連です。

時代背景を言わないからわかりづらいんですよ。とにかくそのときはもう建設業が本当にばたばたいきよって、何とかそういった経済的な混乱を避けないといかんという深刻な問題に直面して、どこかよそにシフトしていけば点数あげますからということをやったことなんですよ。だから過去2年間の実績で、確かに間違いないなということになれば、そこで、あなたはその努力をしているということでの加点だったわけですから。だから一般的な経営の感覚の中で説明されるから、何ぼ聞いてもわかりづらいですもんね。そのところだって思うんですね。だから一回こっきりやるとして、とにかくそのとき会社の倒産を避けられたり、事業の衰退を防ぐための拡張なりを考えてくれれば評価しますよという緊急的な措置だったんですよ、混乱を回避するために。それで、もうとにかく意欲的に事業を継続していこうというところに対しての点数だったんだって、だから一回こっきりで、その実績があれば見たんだってという説明をしないから、僕らは経営事項の審査の仕組みの中に

※このページ右段に訂正発言あり

入っているような感覚を受けますわ。だからこういう疑問が出てきている。それならば、何ぼでもやって点数もらうだけもらって、あとは野となれとしたほうが得じゃないかという心配を私は持っているんですよ。そういう緊急的な措置だった、経済の混乱を何とか少しでも抑えていこうという措置としてのこういう評価ということと、さっきとダブってしまいますけど、今度は業者が足りない、担い手も足りないということ、深刻に心配せないかん時期になったというような、そこら辺の背景から説明されないとわかりづらいですよ、スポットスポットじゃ、と思います。すごく混乱します。

それともう一つ、さっきの満行委員じゃないけど、5ページのこの表記もわかりにくいと思うんですね。資産台帳で減価償却をやっていることを確認しましたって。だからこの建設機械については保有している、評価対象になることをしっかり確認して問題ありませんでしたということだけど、これは減価償却が済んだ機械でも評価できるわけですから。これだとさっきみたいに、それとか長期契約リースで1年半を越す契約だったですか、そういったものに対しても評価できるというようなことで、やっぱり説明がちょっと。専門的な人から見ればわかるんでしょうけど、僕らから見るとやっぱり混乱してしまいますよね。減価償却もしていない、償却済みのものについては、建設機械保有としての加点はなされないのかなと思うと、さっきみたいな2台のグレーゾーンにある機械を何で評価するのかとか出てきますよね。だから今回の説明の仕方もちょっと何かうまくないような気がしますね。

○星原委員 もう1点確認したいんですけど、仮に3月の時点で虚偽が認められていれば、そ

の時点でAとBですかね、そういう状況であったと。そうしたときに、今回と同じような形で見たときに虚偽だったというのが3月の時点で発覚していれば、虚偽をしたということでクラスがBとCに下がっていた。というのはなぜかということ、大建にしても今回みたいな大きな処分にならなくても、あの時点でしっかりしていれば、そこまで——クラスが逆に下がるのか下がらんのかにもよるんですけど、こうならなくてよかったんじゃないかなど。要するに、30名以上の会社が今どうなるかという状況になっているわけですから、ある部分でそのことをやったりしっかり捉えないと、この企業自体も従業員がかなりいて、家族がいてということになると、もうちょっとその辺がどうだったのかなど。下がったもんなんですか。下がらなかったんですか。虚偽だけで何らかの点数というか、指導だけで終わっていたものなのかどうかというのはどうなんですか。というのは、機械も大丈夫、ほかのものは全て大丈夫だとすれば、その金額の虚偽の部分だけという形になるわけですよ。ほかのは大体この新分野も全てオーケーだったということで、もし下がらないということであれば、その時点で見つけてやっていたほうが何も問題なく済んだような気もするし、ランクが下がるのかどうかでは随分違ってくると思うんですけど、どうなんですか。

○阪本県土整備部次長(総括) 3月の時点で通報があり、徹底して、今回のような調査をして、水増しといいたいまいしょうか、つけかえがわかったということであれば、今回45日の営業停止とか5カ月の入札参加資格の停止を行っておりますが、処分そのものは、そこまでいっていなかったと想定されます。そうしますと、マイナスの点数が今回ほどは大きくないだろうということ

は想定されます。ただそういったことを含めても、今委員がおっしゃったとおり技術者、それから機械、新分野進出等については認められておりますので、いずれの時点においてもランクについては変わっていないと推定されます。

○星原委員 だからそういうことになるんで、しっかりした調査をすれば、単なる虚偽申請だけで、クラスはそのまま現状維持だったということなら、これはやっぱり県の責任というのは、そういう意味では私は非常に重いと思うんですよ。ある部分ね。だからさっきから言うようにその辺のところをしっかりと形で、今後二度と同じようなことを繰り返さない、あるいは繰り返してほしくないと思っていますので、その点も十分理解の上で判断してほしいなと思います。

○後藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、以上をもちまして県土整備部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前10時53分再開

○後藤委員長 それでは委員会を再開いたします。

その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午前10時53分閉会

署 名

商工建設常任委員会委員長 後 藤 哲 朗